



# 茨城県報

第1046号

平成11年3月29日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

●茨城県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課).....	1
--	---

ページ

### 告 示

●身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害福祉課).....	4
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退(障害福祉課).....	5
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更(障害福祉課).....	6
●更生医療を担当する医療機関の指定(障害福祉課).....	6
●指定医療機関の内容変更(障害福祉課).....	7
●保険薬剤師の登録(保険課).....	7
●保安林の指定の解除(林業課).....	7
●換地計画の決定(農地管理課).....	7
●道路の区域の変更(道路維持課).....	8
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課).....	8
●土地区画整理組合の解散の認可(都市整備課).....	9
●事業計画の変更の認可(2件)(下水道課).....	9
●公所及びか所の一部改正(出納第一課).....	10
●土地改良区役員の住所の変更(土地改良事務所).....	10
●土地改良事業の認可(土地改良事務所).....	10

### 公 告

●建築協定の認可(建築指導課).....	10
----------------------	----

### 正 誤

●平成8年12月25日付け茨城県報号外第205号中.....	11
--------------------------------	----

## 規 則

### 茨城県規則第30号

茨城県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成11年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

茨城県身体障害者福祉法施行細則(平成5年茨城県規則第36号)の一部を次のように改正する。

## 様式第3号中

「注意 身体に障害のある15歳未満の児童についての手帳の交付は、保護者等が代わって申請することになっています。この場合には、第2欄も記入してください。

ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、  
又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長が代わって申請して  
ください。」

「注意1 身体に障害のある15歳未満の児童についての手帳の交付は、保護者等が代わって申請すること  
なっています。この場合には、第2欄も記入してください。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第  
164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童につ  
いては、当該里親又は児童福祉施設の長が代わって申請してください。」

2 なお、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。」

改める。

様式第4号の8中「瀕度」を「頻度」に改める。

様式第6号中「㊤」を削る。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第11条)

### 身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者居住地 市 町 郡 村 番地

氏 名 印

下記のとおり申請します。

手帳の再交付を受けたい者(障害のある者)

11紛失 12棄損 13程度変更(障害の程度が変わった場合) 14障害変更(新たな障害が追加になった場合)																		
フリガナ											性	1 男	生年	1 明治	4 平成			
氏 名											別	2 女	月日	2 大正	3 昭和	年	月	日
居住地	0 8										市 町(大字) 郡 村		(番地)					
身体障害者手帳	手帳番号				都道府県				交付年月日				旧種別等級					
	0 8				市 第 号				3 昭和 4 平成 年 月 日				種 級					
旧障害名																		

注意 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

実施機関コード	更生指導台帳番号

種等 別級	理由 CD	認定 区分	削 除 す る 原 因 名 ・ 障 害 名								視 力		聴 覚	
			1	2	3	4	5	6	7	8	右	左	右	左
原因名・障害名											視力		聴覚	
再認定年月日			市町村受付年月日				県受付年月日				のりづけ			
1 2 3 4											写 真 (4cm×3cm)			
再認定年月日											脱帽のこと			
5 6 7 8											裏面に市町村名, 氏名を記入する。			

様式第20号中

「 注意 記入に当たっては、裏面の記入要領をよく読んでください。」

を

「 注意 1 記入に当たっては、裏面の記入要領をよく読んでください。

2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。」

に

改める。

様式第21号の注意に次のように加える。

「 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。」

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第336号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師として次のとおり指定した。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指 定 年月日
1	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	高橋 和彦	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	平成11年 3月11日
2	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	西尾 武彦	西尾耳鼻咽喉科医院	鹿島郡神栖町 息栖3924-3	平成11年 3月11日
3	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	長 哲	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1-9108-2	平成11年 3月11日
4	肢体不自由	脳神経外科	吉原 成哲	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	平成11年 3月11日
5	肢体不自由	内科	岡山 義文	田尻ヶ丘病院	日立市田尻町 3-24-1	平成11年 3月11日
6	肢体不自由	整形外科 リハビリテー ション科	塚田 智雄	塚田整形外科	土浦市桜町 3-9-20	平成11年 3月11日
7	肢体不自由	内科・小児科 理学診療科 放射線科	松本 和美	松本内科医院	土浦市中1217-4	平成11年 3月11日
8	肢体不自由	整形外科	田中 步	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13-3	平成11年 3月11日
9	肢体不自由	整形外科	福島 真	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13-3	平成11年 3月11日
10	肢体不自由	内科	伊藤 正	重症心身障害児 施設水方苑	高萩市下手綱1951-15	平成11年 3月11日
11	肢体不自由	神経内科	佐藤 明子	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 3月11日

番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指 定 年月日
12	肢体不自由	整形外科	中塚 栄二	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 3月11日
13	肢体不自由	神経内科	辻 肇一	筑波病院	つくば市大角豆1761	平成11年 3月11日
14	肢体不自由	整形外科	渡邊 行彦	堀越病院	東茨城郡茨城町 長岡3317-22	平成11年 3月11日
15	肢体不自由	整形外科	石毛 正昭	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町鎌田604	平成11年 3月11日
16	心臓	循環器科	矢部 喜正	つくばセントラル 病院	牛久市柏田町1589-3	平成11年 3月11日
17	心臓	内科	朝倉由加利	つくばセントラル 病院	牛久市柏田町1589-3	平成11年 3月11日
18	心臓	内科	村山由美子	筑波病院	つくば市大角豆1761	平成11年 3月11日
19	心臓	内科	小島 三佳	老人保健施設コミュニ ティセンター縦山	鹿島郡旭村縦山497	平成11年 3月11日
20	心臓	心臓血管 外科	箱島 明	東京医科大学 霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央 3-20-1	平成11年 3月11日
21	じん臓 小腸	内科	山形 陽	かもめ・ 大津港クリニック	北茨城市大津町 北町432-1	平成11年 3月11日
22	呼吸器	内科	福村 基之	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	平成11年 3月11日
23	呼吸器	呼吸器科	長瀬 啓介	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	平成11年 3月11日
24	ぼうこう・直腸	小児外科	城 一也	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3-3-1	平成11年 3月11日
25	ぼうこう・直腸	泌尿器科	竹内 信一	取手協同病院	取手市本郷 2-1-1	平成11年 3月11日
26	ぼうこう・直腸	外科・ 胃腸科	森 正陽	波崎済生病院	鹿島郡波崎町8968	平成11年 3月11日
27	小腸	小児外科	監物 久夫	茨城県立こども病院	水戸市双葉台 3-3-1	平成11年 3月11日
28	小腸	外科	山洞 典正	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	平成11年 3月11日
29	免疫	内科・ 呼吸器科	齋藤 武文	国立療養所 晴嵐荘病院	那珂郡東海村照沼825	平成11年 3月11日

茨城県告示第337号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

種 目	診療科目	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
聴覚・平衡 音声・言語 そししゃく	耳鼻咽喉科	谷 川 博 一	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町 土合本町 1-9108-2	平成10年 12月31日

種 目	診療科目	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
肢体不自由	内 科	神 原 礼 文	田尻ヶ丘病院	日立市田尻町 3 - 24 - 1	平成11年 1 月 31 日
肢体不自由	整形外科	宮 城 哲	きぬ医師会病院	水海道市新井木町 13 - 3	平成10年 12 月 16 日
肢体不自由	神経内科	白 岩 伸 子	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896	平成10年 11 月 15 日
呼 吸 器	内 科	松 本 和 美	松本内科医院	土浦市中 1217 - 4	平成11年 2 月 28 日
ぼうこう・直腸	外科・胃腸科	斎 藤 忠 生	波崎済生病院	鹿島郡波崎町 8968	平成10年 12 月 31 日
ぼうこう・直腸	外 科	高 澤 泉	猿島赤十字病院	猿島郡総和町 上辺見 1300 - 13	平成10年 11 月 30 日

## 茨城県告示第338号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 内容変更（医療機関名）

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
視 覚	三輪 隆	三輪眼科	新治郡千代田町 稲吉 5 - 19 - 10	医療法人 社団三輪眼科	新治郡千代田町 稲吉 5 - 19 - 10	平成11年 4 月 1 日
聴覚・平衡 音声・言語 そしゃく	立原 成久	筑波大学附属 病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	立原耳鼻咽喉科	ひたちなか市中根 3648 - 1	平成11年 1 月 21 日
肢体不自由	高田 裕光	牛尾外科病院	竜ヶ崎市馴柴町 1215 - 1	西間木病院	取手市戸頭 1 - 8 - 21	平成11年 1 月 4 日
肢体不自由	岡村 隆夫	筑波学園病院	つくば市上横場 2573 - 1	つくばセントラ ル病院	牛久市柏田町 1589 - 3	平成11年 1 月 1 日
肢体不自由	田中 利和	那珂中央病院	那珂郡那珂町飯田 1733 - 1	筑波記念病院	つくば市要 1187 - 299	平成10年 7 月 1 日
肢体不自由	赤岡 史子	協和中央病院	真壁郡協和町門井 1676 - 1	大和クリニック	真壁郡大和村 大国玉 2513 - 12	平成 9 年 6 月 1 日
ぼうこう・ 直 腸	岡村 隆夫	筑波学園病院	つくば市上横場 2573 - 1	つくばセントラ ル病院	牛久市柏田町 1589 - 3	平成11年 1 月 1 日

## 茨城県告示第339号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
アルファーム薬局友部店	西茨城郡友部町八雲 2-1058-108	調 剤	平成11年 4月 1日

茨城県告示第340号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）第13条の7第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師等の氏名
変更前 野村病院 変更後 野村医院 竜ヶ崎市 3316	整 形 外 科	野 村 勇

茨城県告示第341号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記号番号	登録年月日
武 藤 淳 子	茨薬 3458	平成11年 3月16日

茨城県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
鹿嶋市大字青塚字峰671番3
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営ほ場整備事業銚田南部地区（第5換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成11年 3月30日から

平成11年 4月26日まで

3 縦覧の場所

鉾田町役場

茨城県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 石岡常北線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字鯉淵字二ノ割 2041番2地先から	旧	メートル —	メートル —	
東茨城郡内原町大字内原字仲丸 1496番24まで	新	最大 34.2 最小 16.0	1,700	バイパス新設
東茨城郡内原町大字内原字道下 633番2から	旧	—	—	
東茨城郡内原町大字中原字東中根 675番1地先まで	新	最大 47.0 最小 12.8	1,831	バイパス新設
東茨城郡内原町大字中原字千束町 700番3地先から	旧	最大 20.0 最小 9.6	135	
東茨城郡内原町大字中原字喜多 751番1地先まで	新	最大 28.0 最小 9.6	135	現道拡幅

茨城県告示第345号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、西塚原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成11年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 西塚原土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市和田町二丁目12番1号

設 立 認 可 の 年 月 日 昭和43年11月 8 日



## 2 公告すべき変更の内容

事業施行期間を「昭和43年11月8日から平成13年3月31日まで」とする。

3 変更認可の年月日 平成11年 3 月 29 日

## 茨城県告示第346号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、吹上土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 鹿島郡神栖町

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業 神栖町公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年 3 月 31 日から

平成21年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成7年茨城県告示第478号のとおり

(2) 使用の部分

平成7年茨城県告示第478号のとおり

## 茨城県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 鹿島郡波崎町

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業 波崎町公共下水道

3 事業施行期間 昭和54年 2 月 22 日から

平成21年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年 2 月 22 日茨城県告示第236号、昭和61年 3 月 31 日茨城県告示第507号、昭和63年 2 月 18 日茨城県告示第235号、平成元年 3 月 20 日茨城県告示第434号、平成8年 4 月 1 日茨城県告示第433号の事業地のとおり

## (2) 使用の部分

昭和54年 2 月 22 日茨城県告示第236号, 昭和61年 3 月 31 日茨城県告示第507号, 昭和63年 2 月 18 日茨城県告示第235号, 平成元年 3 月 20 日茨城県告示第434号, 平成 8 年 4 月 1 日茨城県告示第433号の事業地に次の区域を加える。

波崎町字新港の全部の区域並びに, 大字柳川字松代, 松蔭, 及び二本松の各一部の区域

## 茨城県告示第349号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 4 で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し, 平成11年 4 月 1 日から施行する。

平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 別表第 1 公所 中

「生涯学習センター」を削る。

## 茨城県告示第350号

龍ヶ崎市川原代町2640番地の 1 番地に事務所を置く牛久沼土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので, 同条第17項の規定により公示する。

平成11年 3 月 29 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

役職及び氏名	変更前の住所	変更後の住所
理事 磯 貝 光 市	龍ヶ崎市馴馬町601番地の 6	龍ヶ崎市4237

## 茨城県告示第351号

平成10年12月 2 日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった立木第 5 地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成11年 3 月 11 日認可した。

平成11年 3 月 29 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

## 公 告

## ●建築協定の認可

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第76条の 3 第 3 項において準用する同法第73条第 1 項により建築協定の認可をしたので, 同法第76条の 3 第 3 項において準用する同法第73条第 2 項により次のとおり公告する。

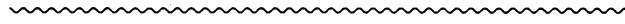
平成11年 3 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申 請 人 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 1 番 21 号  
株式会社興人

代表取締役 三 輪 弘 道

- 2 建築協定の名称 コージータウン竜ヶ崎建築協定
- 3 建築協定区域の  
位置及び面積 茨城県竜ヶ崎市川原代字古川1188番地外  
12,797.07㎡(78区画)
- 4 建築協定の内容 竜ヶ崎市役所において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 平成11年3月19日



正 誤

平成8年12月25日付け茨城県報号外第205号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から5	2 第1条の規定の規定による	2 第1条の規定による

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)